

## 都道府県認定がん診療連携拠点病院等に関する調査結果

(平成22年12月24日現在 がん対策推進室調べ)

### 1 都道府県認定のがん診療病院指定制度、医療施設総数

#### ① 制度の有無

区分	都道府県数	医療施設数
制度あり	27	138
制度なし	20	—

#### ② 制度がある場合の指定要件

区分	都道府県数	備考
国の基準（※1）と完全に一致	5	山形県、福島県、富山県、愛知県、福岡県
国の基準の一部緩和（※2）	22	秋田県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、静岡県、滋賀県、三重県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

※1 国の基準とは、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（平成20年3月1日付け健発第0301001号健康局長通知（平成22年3月31日一部改正））に示す指定要件をさす。

※2 我が国に多いがんすべてに対する標準的治療・集学的治療の提供体制要件の緩和、緩和ケアを提供する体制要件の緩和、院内がん登録実務者・相談員等の研修修了者配置要件の緩和、医師・医療従事者等の配置要件の緩和、リニアック等整備要件の緩和等。

# 特定機能病院の承認状況

(平成22年9月1日現在)

区分	医療機関名	所在地	審議日	承認効力日
1	国立がん研究センター中央病院	東京都中央区築地5丁目1番1号	H 5. 8. 2	H 5. 9. 1
2	国立循環器病研究センター	大阪府吹田市藤白台5丁目7番1号	H 5. 8. 2	H 5. 9. 1
3	順天堂大学医学部附属順天堂医院	東京都文京区本郷3丁目1番3号	H 5.10.26	H 5.12. 1
4	日本医科大学付属病院	東京都文京区千駄木1丁目1番5号	H 5.10.26	H 5.12. 1
5	日本大学医学部附属板橋病院	東京都板橋区大谷口上町30番1号	H 5.10.26	H 5.12. 1
6	東邦大学医療センター大森病院	東京都大田区大森西6丁目11番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
7	関西医科大学附属枚方病院	大阪府枚方市新町2丁目3番1号	H17.12.13	H18. 1. 1
8	久留米大学病院	福岡県久留米市旭町67番地	H 5.11.26	H 5.12. 1
9	北里大学病院	神奈川県相模原市北里1丁目15番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
10	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
11	東海大学医学部付属病院	神奈川県伊勢原市下糟屋143番地	H 5.11.26	H 5.12. 1
12	近畿大学医学部附属病院	大阪府大阪狭山市大野東377番地の2	H 5.12. 8	H 6. 1. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承 認 効 力 日
13	自治医科大学附属病院	栃木県下野市薬師寺3311番地1	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
14	長崎大学医学部・歯学部附属病院	長崎県長崎市坂本1丁目7番1号	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
15	山口大学医学部附属病院	山口県宇部市南小串1丁目1番1号	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
16	高知大学医学部附属病院	高知県南国市岡豊町小蓮185番地1	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
17	秋田大学医学部附属病院	秋田県秋田市本道1丁目1番1号	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
18	東京慈恵会医科大学附属病院	東京都港区西新橋3丁目19番18号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
19	大阪医科大学附属病院	大阪府高槻市大学町2番7号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
20	慶應義塾大学病院	東京都新宿区信濃町35番地	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
21	福岡大学病院	福岡県福岡市城南区七隈7丁目45番1号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
22	愛知医科大学病院	愛知県愛知郡長久手町大字岩作字雁又21番地	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
23	岩手医科大学附属病院	岩手県盛岡市内丸19番1号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
24	獨協医科大学病院	栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880番地	H 6. 2.17	H 6. 3. 1
25	埼玉医科大学病院	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地	H 6. 2.17	H 6. 3. 1
26	昭和大学病院	東京都品川区旗の台1丁目5番8号	H 6. 2.17	H 6. 3. 1

区分	医療機関名	所在地	審議日	承認効力日
27	兵庫医科大学病院	兵庫県西宮市武庫川町1番1号	H 6. 2. 17	H 6. 3. 1
28	金沢医科大学病院	石川県河北郡内灘町字大学1丁目1番地	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
29	杏林大学医学部附属病院	東京都三鷹市新川6丁目20番2号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
30	川崎医科大学附属病院	岡山県倉敷市松島577番地	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
31	帝京大学医学部附属病院	東京都板橋区加賀2丁目11番地1号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
32	産業医科大学病院	福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
33	藤田保健衛生大学病院	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地の98	H 6. 4. 12	H 6. 5. 1
34	東京医科歯科大学医学部附属病院	東京都文京区湯島1丁目5番45号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
35	千葉大学医学部附属病院	千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
36	信州大学医学部附属病院	長野県松本市旭3丁目1番1号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
37	富山大学附属病院	富山県富山市杉谷2630番地	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
38	神戸大学医学部附属病院	兵庫県神戸市中央区楠町7丁目5番2号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
39	香川大学医学部附属病院	香川県木田郡三木町大字池戸1750-1	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
40	徳島大学病院	徳島県徳島市蔵本町2丁目50-1	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
41	弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市本町53番地	H6.7.20	H6.8.1
42	東北大学病院	宮城県仙台市青葉区星陵町1番1号	H6.7.20	H6.8.1
43	国立大学法人岐阜大学医学部附属病院	岐阜県岐阜市柳戸1番1	H16.5.17	H16.5.20
44	広島大学病院	広島県広島市南区霞1丁目2番3号	H6.7.20	H6.8.1
45	琉球大学医学部附属病院	沖縄県中頭郡西原町字上原207番地	H6.7.20	H6.8.1
46	北海道大学病院	北海道札幌市北区北14条西5丁目	H6.9.5	H6.10.1
47	旭川医科大学病院	北海道旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号	H6.9.5	H6.10.1
48	鳥取大学医学部附属病院	鳥取県米子市西町36番地の1	H6.9.5	H6.10.1
49	愛媛大学医学部附属病院	愛媛県東温市志津川	H6.9.5	H6.10.1
50	宮崎大学医学部附属病院	宮崎県宮崎郡清武町大字木原5200番地	H6.9.5	H6.10.1
51	鹿児島大学病院	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号	H6.9.5	H6.10.1
52	山形大学医学部附属病院	山形県山形市飯田西2丁目2番2号	H6.10.21	H6.11.1
53	三重大学医学部附属病院	三重県津市江戸橋2丁目174番地	H6.10.21	H6.11.1
54	大阪大学医学部附属病院	大阪府吹田市山田丘2番15号	H6.10.21	H6.11.1

区分	医療機関名	所在地	審議日	承認効力日
55	岡山大学病院	岡山県岡山市鹿田町2丁目5番1号	H 6.10.21	H 6.11.1
56	大分大学医学部附属病院	大分県由布市挾間町医大ヶ丘一丁目1番地	H 6.10.21	H 6.11.1
57	福井大学医学部附属病院	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番	H 6.11.21	H 6.12.1
58	新潟大学医歯学総合病院	新潟県新潟市旭町通1番町754番地	H 6.11.21	H 6.12.1
59	国立大学法人金沢大学附属病院	石川県金沢市宝町13番1号	H 6.11.21	H 6.12.1
60	熊本大学医学部附属病院	熊本県熊本市本荘1丁目1番1号	H 6.11.21	H 6.12.1
61	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市昭和区鶴舞町65番地	H 7.1.26	H 7.2.1
62	滋賀医科大学医学部附属病院	滋賀県大津市瀬田月輪町	H 7.1.26	H 7.2.1
63	京都大学医学部附属病院	京都府京都市左京区聖護院川原町54	H 7.1.26	H 7.2.1
64	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩治町89の1	H 7.1.26	H 7.2.1
65	山梨大学医学部附属病院	山梨県中央市下河東1110番地	H 7.2.20	H 7.3.1
66	浜松医科大学医学部附属病院	静岡県浜松市東区半田山1丁目20番1号	H 7.2.20	H 7.3.1
67	群馬大学医学部附属病院	群馬県前橋市昭和町3丁目39番15号	H 7.2.20	H 7.3.1
68	佐賀大学医学部附属病院	佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号	H 7.2.20	H 7.3.1

区分	医療機関名	所在地	審議日	承認効力日
69	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地	H18. 3. 27	H18. 4. 1
70	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	H18. 3. 27	H18. 4. 1
71	筑波大学附属病院	茨城県つくば市天久保2丁目1番地1	H 7. 3. 15	H 7. 4. 1
72	東京大学医学部附属病院	東京都文京区本郷7丁目3番1号	H 7. 3. 15	H 7. 4. 1
73	九州大学病院	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	H 7. 3. 15	H 7. 4. 1
74	名古屋市立大学病院	愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地	H18. 3. 27	H18. 4. 1
75	公立大学法人奈良県立医科大学附属病院	奈良県橿原市四条町840番地	H19. 1. 22	H19. 4. 1
76	札幌医科大学附属病院	北海道札幌市中央区南1条西16丁目291番地	H19. 1. 22	H19. 4. 1
77	公立大学法人横浜市立大学附属病院	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地	H17. 3. 30	H17. 4. 1
78	京都府立医科大学附属病院	京都府京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465	H20. 3. 27	H20. 4. 1
79	防衛医科大学校病院	埼玉県所沢市並木3丁目2番地	H 9. 1. 22	H 9. 2. 1
80	大阪市立大学医学部附属病院	大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号	H18. 3. 27	H18. 4. 1
81	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター	大阪府大阪市東成区中道1丁目3番3号	H18. 3. 27	H18. 4. 1
82	東京女子医科大学病院	東京都新宿区河田町8番1号	H19. 8. 9	H19. 9. 1

区分	医療機関名	所在地	審議日	承認効力日
83	東京医科大学病院	東京都新宿区西新宿6丁目7番1号	H21. 1. 19	H21. 2. 1



# 医療計画の基本方針(大臣告示)等について

【法第30条の3】  
厚生労働大臣は基本方針を定める。

**基本方針【大臣告示】**  
医療提供体制確保の基本的考え方

【法第30条の4第1項】  
都道府県は基本方針に即して、かつ地域の  
実情に応じて医療計画を定める。

**医療計画**

- 疾病・事業ごとの医療体制
  - ・ がん
  - ・ 脳卒中
  - ・ 急性心筋梗塞
  - ・ 糖尿病
  - ・ 救急医療
  - ・ 災害時における医療
  - ・ へき地の医療
  - ・ 周産期医療
  - ・ 小児医療(小児救急含む)
- 居宅等における医療
- 医療従事者の確保
- 医療の安全の確保
- 施設の整備目標
- 基準病床数 等

【法第30条の8】  
厚生労働大臣は、技術的事項について必要な助言ができる。

**医療計画作成指針【局長通知】**  
医療計画の作成  
○留意事項  
○内容、手順 等

**疾病又は事業ごとの医療体制について【課長通知】**  
疾病・事業別の医療体制  
○求められる医療機能  
○構築の手順 等

## 4疾病5事業について

○ 4疾病5事業については、医療計画に明示し、医療連携体制を構築。

### 4 疾病

(医療法第30条の4第2項第4号に基づき  
省令で規定)

→ 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図る  
ために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要  
と認められる疾病として厚生労働省令で定める  
ものの治療又は予防に係る事業に関する事項

<医療法施行規則第30条の28>

- ・ がん
- ・ 脳卒中
- ・ 急性心筋梗塞
- ・ 糖尿病

### 5 事業[=救急医療等確保事業]

(同項第5号で規定)

→ 医療の確保に必要な事業

- ・ 救急医療
  - ・ 災害時における医療
  - ・ へき地の医療
  - ・ 周産期医療
  - ・ 小児医療(小児救急医療を含む)
- ・ 上記のほか、都道府県知事が疾病の発生状況等  
に照らして特に必要と認める医療

### 考え方

- 患者数が多く、かつ、死亡率が高い等緊急性が高いもの
- 症状の経過に基づくきめ細かな対応が求められることから、医療機関の機能に応じた対応が必要なもの
- 特に、病院と病院、病院と診療所、さらには在宅へという連携に重点を置くもの

## 4疾病5事業の圏域の設定について①

4疾病5事業ごとの圏域の設定については、「疾病又は事業ごとの医療提供体制(平成19年7月20日 医政指発07200001指導課長通知)」において、各都道府県に以下のとおり示している。

### ○がん

専門的な診療を行う医療機関における集学的治療の実施状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の実情に応じて弾力的に設定する。

※ がん対策推進基本計画(平成19年6月15日閣議決定)においては、「原則として全国すべての2次医療圏において、3年以内に、概ね1箇所程度拠点病院を整備するとともに、すべての拠点病院において、5年以内に、5大がん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん)に関する地域連携クリティカルパスを整備することを目標とする」こととされている。

### ○脳卒中

発症後3時間以内の脳梗塞における血栓溶解療法の有用性が確認されている現状に鑑みて、それらの恩恵を住民ができる限り公平に享受できるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、メディカルコントロール体制のもと実施されている搬送体制の状況等、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

### ○急性心筋梗塞

急性心筋梗塞は、自覚症状が出現してから治療が開始されるまでの時間によって予後が大きく変わることを勘案し、住民ができる限り公平に享受できるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、メディカルコントロール体制のもと実施されている搬送体制の状況等、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

### ○糖尿病

従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

# 基準病床数制度について

## 目的

病床の整備について、病床過剰地域(※)から非過剰地域へ誘導することを通じて、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保

※既存病床数が基準病床数(地域で必要とされる病床数)を超える地域

## 仕組み

### ○ 基準病床数を、全国統一の算定式により算定

※一般病床・療養病床は、二次医療圏ごとの性別・年齢階級別人口、病床利用率等から計算

精神病床は、都道府県の年齢階級別人口、1年以上継続して入院している割合、病床利用率等から計算

結核病床は、都道府県において結核の予防等を図るため必要な数を知事が定めている

感染症病床は、都道府県の特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に知事が定めている



### ○ 既存病床数が基準病床数を超える地域(病床過剰地域)では、公的医療機関等の開設・増床を許可しないことができる

## 病床数の算定に関する例外措置

① 救急医療のための病床や治験のための病床など、更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる特例を設定

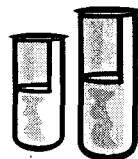
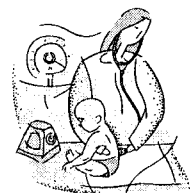
② 一般住民に対する医療を行わない等の一定の病床は既存病床数に算定しない(病床数の補正)

# 基準病床数制度における特定の病床等に係る特例

## 概要

○ 更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても、都道府県は、厚生労働大臣の同意を得た数を基準病床数に加えて、病院開設・増床の許可を行うことができる。具体的には、以下の通り。

- ① がん又は循環器疾患の専門病床
- ② 小児疾患専門病床
- ③ 周産期疾患に係る病床
- ④ 発達障害児の早期リハビリテーション等に係る病床
- ⑤ 救急医療に係る病床
- ⑥ 薬物(アルコールその他)中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、合併症を伴う精神疾患に係る病床
- ⑦ 神経難病に係る病床
- ⑧ 緩和ケア病棟
- ⑨ 開放型病床
- ⑩ 後天性免疫不全症候群に係る病床
- ⑪ 新興・再興感染症に係る病床
- ⑫ 治験に係る病床
- ⑬ 診療所の療養病床に係る病床



○ 急激な人口の増加が見込まれる、特定の疾患に罹患する者が異常に多い等の場合については、都道府県は、厚生労働大臣の同意を得た数を基準病床数に加えることができる。

# 医療圏について

## 概要

○都道府県は、医療計画の中で、病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する医療圏を定めることとされている。

### 三次医療圏

52医療圏(平成22年4月1日現在)

※都道府県ごとに1つ  
北海道のみ6医療圏

#### 【医療圏設定の考え方】

都道府県の区域を単位として設定  
ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、複数の区域又は都道府県をまたがる区域を設定することができる。

↓  
**特殊な医療を提供**

### 二次医療圏

349医療圏(平成22年4月1日現在)

#### 【医療圏設定の考え方】

一体の区域として病院等における入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮する。

- ・地理的条件等の自然的条件
- ・日常生活の需要の充足状況
- ・交通事情 等

↓  
**一般の入院に係る医療を提供**

## 特殊な医療とは・・・

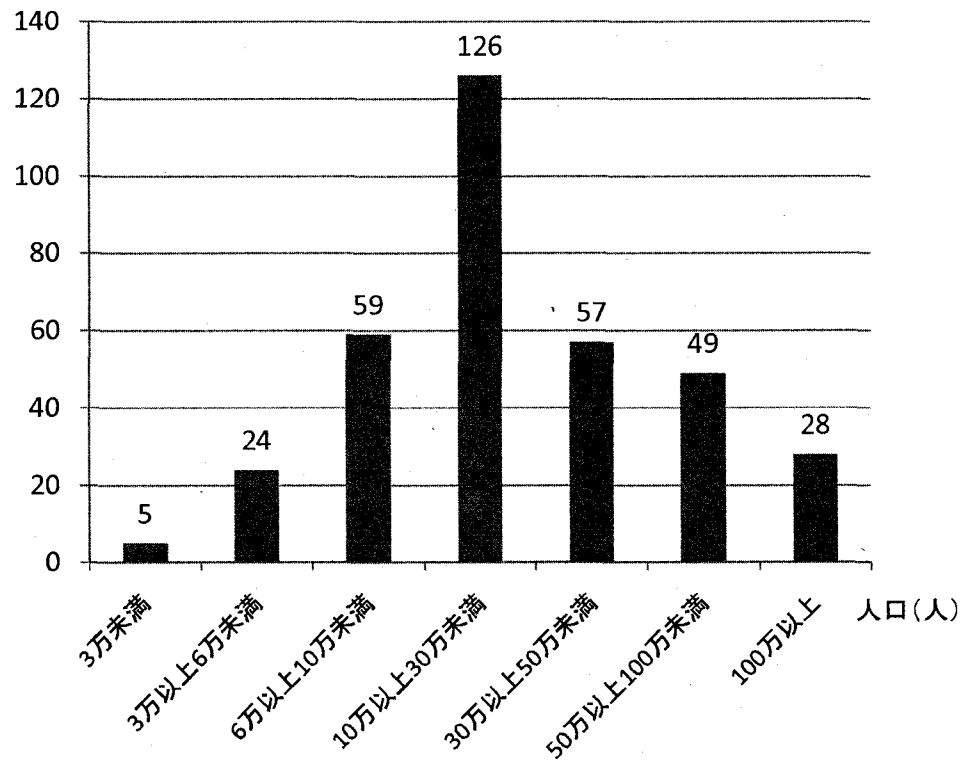
(例)

- ① 広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特に専門性の高い救急医療(高度救命救急センターなど)
- ② 経皮的カテーテル心筋焼灼術、腎移植等の先進的技術を必要とする医療(都道府県がん診療連携拠点病院など)
- ③ 高圧酸素療法、持続的血液濾過透析等特殊な医療機器の使用を必要とする医療
- ④ 先天性胆道閉鎖症等発生頻度が低い疾病に関する医療 等

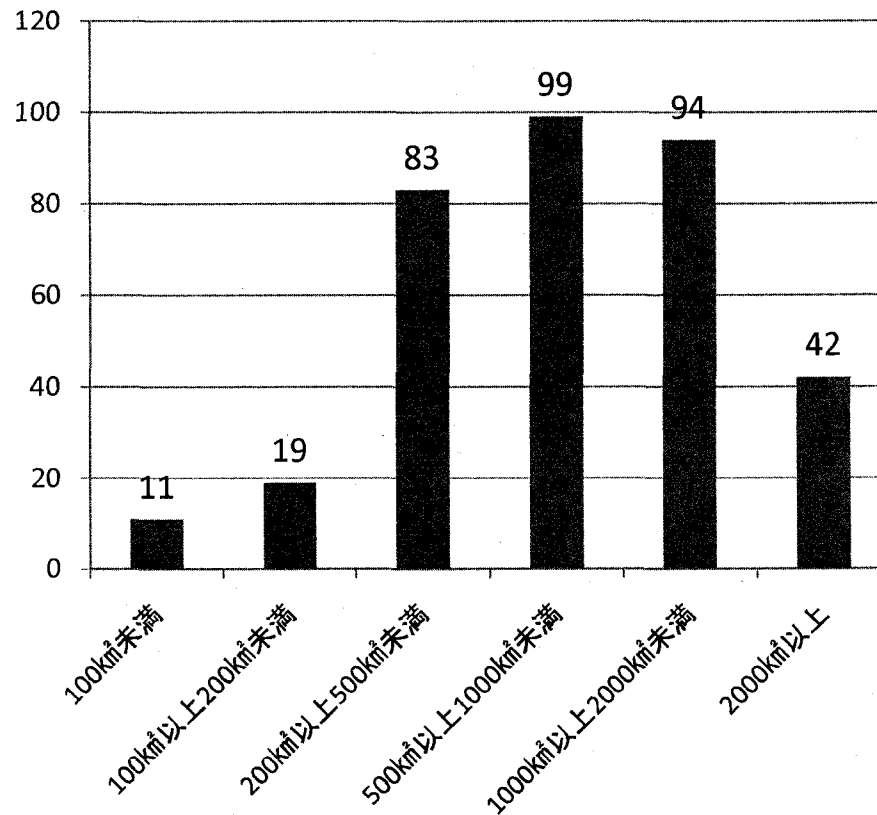
## 規模別にみた二次医療圏(人口・面積)

- 二次医療圏間の人口の最大格差は、103.6倍 ※島しょ部を除く。  
→2,534,176人(大阪市医療圏) / 24,461人(南部Ⅱ医療圏・徳島県)
- 二次医療圏間の面積の最大格差は、99.8倍 ※北海道を除く。  
→41.88km<sup>2</sup>(尾張中部医療圏・愛知県) / 4177.59km<sup>2</sup>(飛騨医療圏・岐阜県)

医療圏数



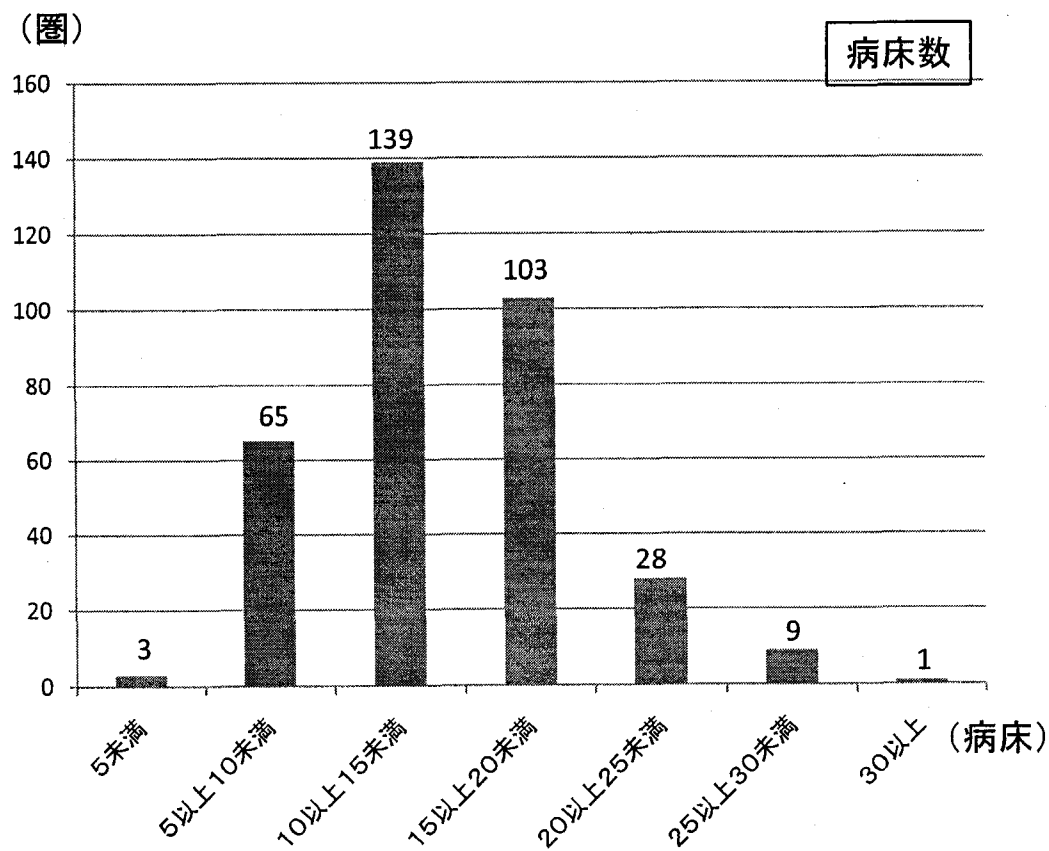
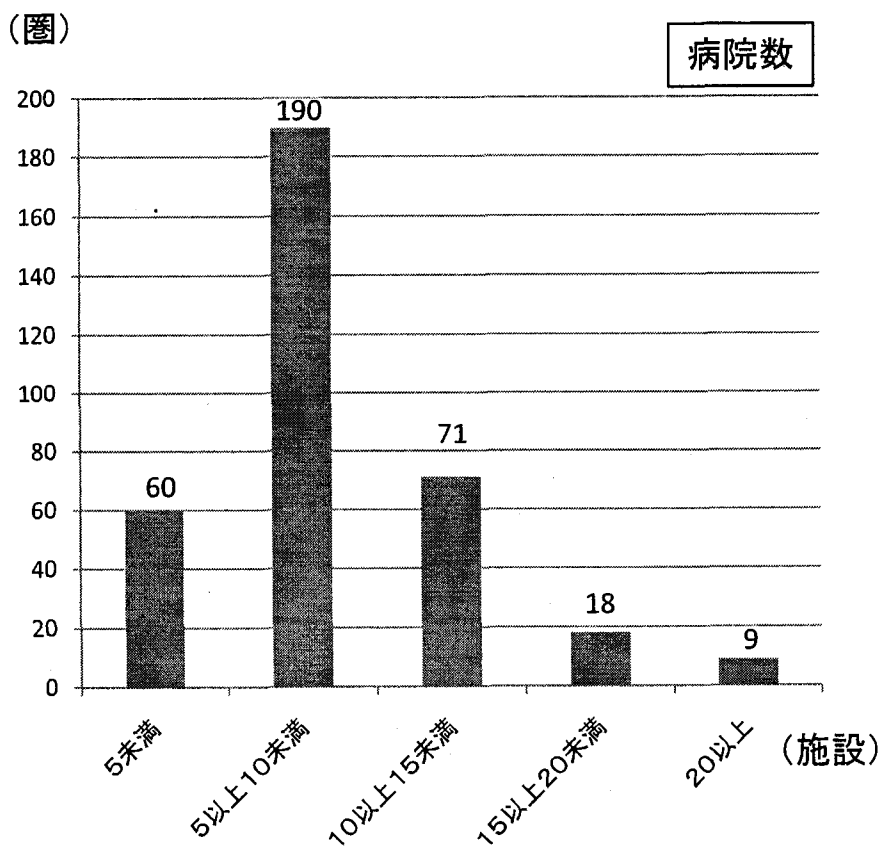
医療圏数



出典：平成21年度人口動態(市区町村別)  
平成21年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院技術資料)  
二次医療圏：348医療圏(平成20年4月時点)

## 人口10万人当たり病院数、人口1000人当たり病院病床数（二次医療圏）

- 人口10万人当たりの病院数は、全国平均で6.9施設。
- 病院数が5以上10未満の二次医療圏が最も多く、190圏。
- 人口1000人当たりの病院病床数は、全国平均で12.7床。
- 病院病床数が10以上15未満の二次医療圏が最も多く、139圏。

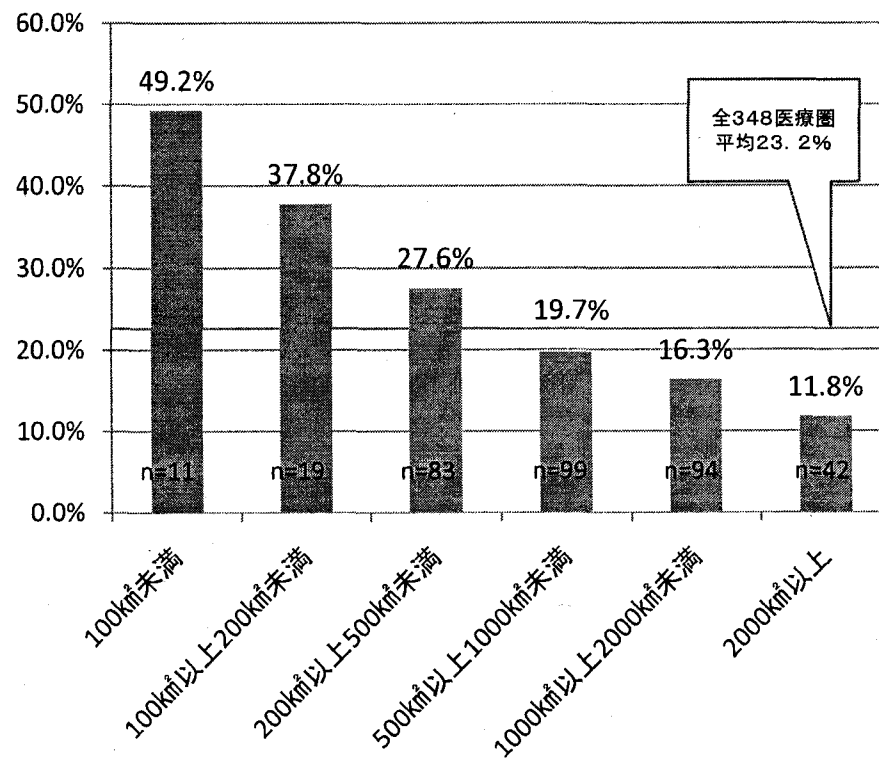
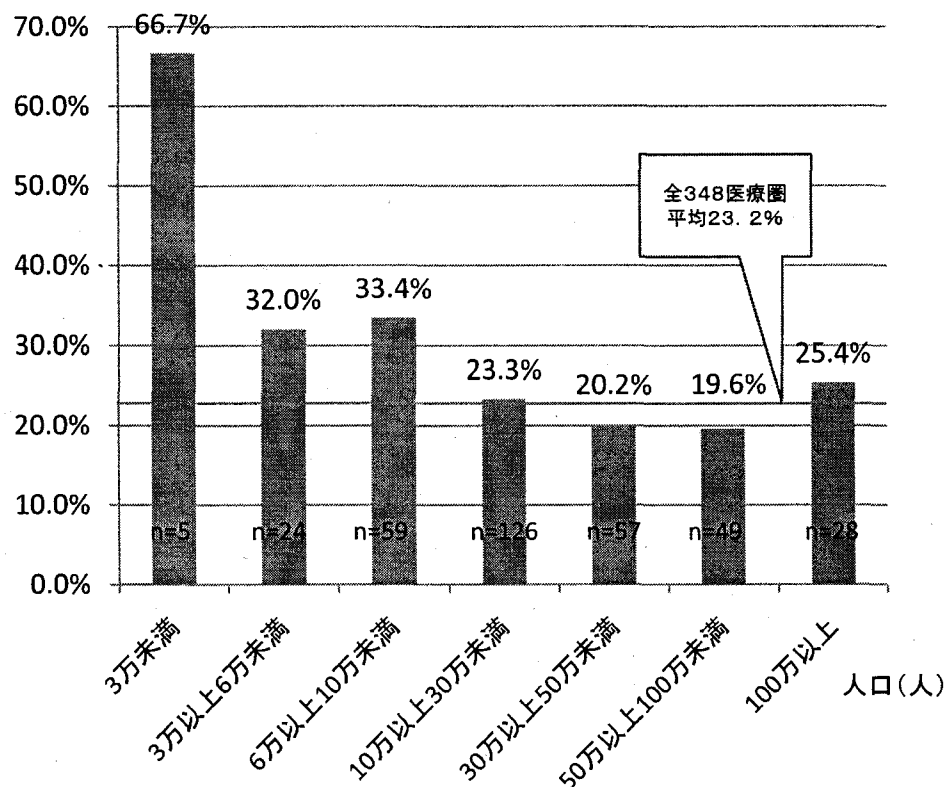


出 典：平成20年医療施設調査、平成21年度人口動態(市区町村別)  
 二次医療圏：平成20年4月時点 348圏



## 規模別にみた二次医療圏ごとの流出患者割合(人口・面積)

- 人口規模が50万～100万人の二次医療圏において、流出患者数が総患者数に占める割合は19.6%で最も低く、人口規模が3万人以下の2次医療圏では66.7%で最も高くなっている。
- 面積規模が100km<sup>2</sup>未満の二次医療圏からの流出患者数が総患者数に占める割合は49.2%で最も高く、2000km<sup>2</sup>以上の2次医療圏では11.8%で最も低くなっている。



出典：平成20年患者調査、平成21年度人口動態(市区町村別)、  
平成21年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院技術資料)  
二次医療圏：平成20年4月時点 348圏  
総患者数：当該二次医療圏を住所地とする患者の総数